

「絆」特区」知のサポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が行う『「絆」特区』知のサポート事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、県が指定を受けた「新技術実装連携「絆」特区」を生かして、ロボット・ドローン等に関連する分野の規制・制度に関する課題を抱える事業者等に対し、制度面及び法令面に関する専門的知見を有する有識者による助言等の支援を提供することにより、規制改革の検討及び提案を促進し、地域課題の解決及び新技術の社会実装の推進を図ることを目的とする。

(支援の対象)

第3条 前条に規定する支援の対象となる事業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ロボット・ドローン等に関連する規制・制度に関する課題を抱える協議会又は事業者（大学、研究機関等を含む。）であって、「新技術実装連携「絆」特区」の活用等を検討していること。
- (2) 協議会又は事業者が、県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点若しくは生産拠点等を持つこと又は県内で「新技術実装連携「絆」特区」に係る実証を行う予定を有すること。

(有識者の登録)

第4条 県は、支援対象者の相談に対応するため、規制・制度改革に関して専門的知見を有する有識者を選定し、登録するものとする。

(支援の申請)

第5条 第2条の支援を受けようとする者は「絆」特区」知のサポート事業申請書（様式第1号）に知事が定める書類を添えて知事に提出するものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(支援の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請書の内容を審査し、その採否の結果を速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、当該申請

についての支援を決定したときは、速やかに有識者の選定及び当該申請に係る支援を受ける事業者（以下「支援事業者」という。）への紹介を行うとともに、当該有識者に対応を依頼する。

（相談）

第7条 支援事業者は、有識者と日程調整等を実施のうえ相談を行い、有識者は課題に応じた関連制度や法令に関する助言を行うものとする。

（報告）

第8条 支援事業者及び有識者は相談が終了した日から14日以内又は本事業が実施されている年度の末日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その前日とする。以下同じ。）のいずれか早い日までに、それぞれその結末を「“絆”特区」知のサポート事業報告書（様式第2号）により知事に報告をしなければならない。

（支払い）

第9条 知事は、支援事業者及び有識者からの報告を受けた後速やかに有識者に謝金を支払うものとする。

2 前項の謝金の額は、あらかじめ予算の範囲内において知事が定めるとものとする。

（相談変更の承認等）

第10条 支援事業者は、次の各号のいずれかに該当するときには、あらかじめ「“絆”特区」知のサポート事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 相談内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(2) 相談を中止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて支援の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（支援決定の取消し）

第11条 知事は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときには、第6条の決定を取消することができる。

(1) 支援事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 支援事業者が、支援事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(3) 支援事業者から、第10条第1項第2号の申請があったとき。

(4) 支援事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

福島県知事

住 所
名 称
代表者職・氏名

令和 年度「絆」特区」知のサポート事業申請書
「絆」特区」知のサポート事業による支援を受けたいので、「絆」特区」知のサポート
事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業者の概要及び要件確認

様式1-1号 「絆」特区」知のサポート事業事業者概要
様式1-2号 「絆」特区」知のサポート事業要件確認書及び誓約書

2 規制・制度に関して抱える課題の概要

3 有識者への相談希望時期

令和 年 月頃

4 連絡責任者

本件責任者役職名及び氏名
事務担当者役職名及び氏名
連絡先

様式第1-1号（第5条関係）

年 月 日

「絆」特区」知のサポート事業事業者概要

1 事業者

(1) 事業者（協議会としての申請の場合は記載不要）

名称（ふりがな）	
所在地（本社）	
代表者 役職 氏名（ふりがな）	

(2) 協議会（単一の事業者としての申請の場合は記載不要）

名称（ふりがな）	
所在地	
代表者 役職 氏名（ふりがな）	
協議体の構成員 （各事業者の代表者も 記載する）	

2 担当者

所属	
所属住所	
担当者1 役職 氏名（ふりがな）	
電話番号	

E-mail	
担当者2 役職 氏名 (ふりがな)	
電話番号	
E-mail	

※該当しない項目がある場合は、記載不要。

様式第 1 - 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日

「絆」特区」知のサポート事業要件確認書及び誓約書

下記について虚偽の内容がないこと誓約します。

記

事業者の名称 (ふりがな)	
有識者への相談内容 (ロボット・ドローン等に 関連する規制・制度に関し て抱える課題)	※相談内容の詳細が分かる参考資料があれば添付すること
事業所の概要 (県内に該当する事業所等 がある場合は○をつける)	本社 試験・評価センター 研究開発拠点 生産拠点 その他 ()
実証予定 (県内で、「絆」特区に係る 実証を行う予定がある場合 に記載)	(実証の目的、内容及び時期等)

(支援要件)

本事業の支援を受けるには要件①と②の両方に当てはまる必要があります。

要件① ロボット・ドローン等に関連する規制・制度に関する課題を抱える協議会又は事業者(大学・研究機関等を含む)であって、「新技術実装連携「絆」特区」の活用等を検討していること。

要件② (1)協議会又は事業者が、県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点若しくは生産拠点等をもつこと

又は

(2)県内で「新技術実装連携「絆」特区」に係る実証を行う予定を有すること。

※1 事業者には大学・研究機関等を含む。

※2 要件②については(1)又は(2)のどちらかに当てはまれば要件を満たす。

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事

私及び参画機関は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、支援決定の取消しをされても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

- 1 貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) 次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- 2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴県の信用を棄損し、又は貴県の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記2(1)～(5)の行為があった場合は、法的処置(民事、刑事)を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

又は個人事業主の氏名

本件責任者役職名及び氏名

事務担当者役職名及び氏名

連絡先

様式第2号（その1、第8条関係）

年 月 日

福島県知事

住 所
名 称
代表者職・氏名

令和 年度 「絆」特区」知のサポート事業報告書（支援事業者用）

- 1 有識者名
- 2 相談日時
- 3 相談場所（オンラインの場合はその旨を記載）
- 4 相談及び助言の内容

- 5 連絡責任者
本件責任者役職名及び氏名
事務担当者役職名及び氏名
連絡先

様式第2号（その2、第8条関係）

年 月 日

福島県知事

住 所
名 称
代表者職・氏名

令和 年度 「“絆” 特区」 知のサポート事業報告書（有識者用）

- 1 相談者名
- 2 相談日時
- 3 相談場所（オンラインの場合はその旨を記載）
- 4 相談及び助言の内容

- 5 連絡責任者
本件責任者役職名及び氏名
事務担当者役職名及び氏名
連絡先

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

福島県知事

住 所
名 称
代表者職・氏名

令和 年度「“絆”特区」知のサポート事業変更（中止）承認申請書
令和 年 月 日付け（文書番号）で通知のあった件について変更（中止）したいので、「“絆”特区」知のサポート事業実施要綱第10条により、承認して下さるよう申請します。

記

変更（中止）の内容

連絡責任者

本件責任者役職名及び氏名
事務担当者役職名及び氏名
連絡先